

市川市における介護予防ケアマネジメントの流れ



1 利用申し込み受付

- ・認定結果または事業対象者であることを確認（必ず介護保険被保険者証を確認）
- ・高齢者サポートセンターで受付
- ・高齢者サポートセンターが契約

2 情報収集・アセスメント

- ・高齢者サポートセンターは契約時に、基本情報・チェックリストを聴取
- ・ケアマネジャーは基本情報・チェックリスト・主治医意見書・認定調査票を入手し本人に面接し、アセスメント。目標を確認し、利用サービスを検討（事業対象者については主治医意見書・認定調査票はない）

3 介護予防サービス計画原案作成

- ・達成可能な目標を設定。利用者の同意を得ながら原案の作成。
（新規の事業対象者は初回の介護予防ケアマネジメントの期間は3～6か月間の利用目安に設定し、2回目以降はアセスメントにより適切な期間を設定する）

4 介護予防サービス・支援計画書の作成・提出

- ・計画書原案についてサービス担当者会議の1週間前（※1）までに高齢者サポートセンターへ提出し、コメント・記載者名をもらう。
（※1）難しい場合は個別に高齢者サポートセンターへご相談ください。

5 サービス担当者会議

- ・目標やサービス内容の確認。本人の意欲ややれることを確認。
- ・利用者またはその家族に計画書の説明をし、文書等により同意を得る。
その後高齢者サポートセンターへ支援計画書（**原本**）を提出。
（やむを得ず担当者会議に参加できない者は担当者に対する照会等により意見を求め、支援経過記録に記載し記録に残す。）

6 モニタリング

- ・3ヶ月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあったときには、訪問して面接する。それ以外の月においては、可能な限り利用者の通所先を訪問する等の方法により利用者に面接する。面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施する。
少なくとも月に一回は利用者及びサービス事業所に実施状況を聴取し、結果を支援経過記録に記載する。
- ・下記（※2）の要件を満たしている場合は6か月に1回の訪問で可とする。

7 評価

- ・中間評価に関しては、最長でも6か月目には事業者評価等を確認しながら評価表に記入し、事業者評価表と共に高齢者サポートセンターに提出。
目標が達成した場合には新たな目標の設定。未達成の場合は原因を記入する。
- ・認定期間満了時の総合評価に関しては事業所評価と合わせて高齢者サポートセンターへ提出する。
- ・終了になった場合は理由内容（介護へ移行・転居・サービス辞退等）を各高齢者サポートセンターに連絡する。

8 給付管理

- ・ケアプラン作成者一覧を提出。カナミックを利用していない場合は、利用票・別表を添付する。
※カナミックを利用している場合は利用票・別表の添付は不要。

※2 要件

- ①利用者の同意を得ること。
- ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ア 利用者の状態が安定していること。
 - イ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - ウ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

高齢者サポートセンターへの提出書類について

新規プラン(6点セット)	カナミック未利用	カナミック利用
①介護予防サービス・支援計画書 ※1	◎	◎
②利用者基本情報	◎	高サポで データ管理 または プリントアウト
③基本チェックリスト	◎	
④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録 (サービス担当者会議の記載を含む)	◎	
⑤認定調査票 ※2	◎	◎
⑥主治医意見書 ※2	◎	◎

継続プラン	カナミック未利用	カナミック利用
①介護予防サービス・支援計画書 ※1	◎	◎
②利用者基本情報	◎	高サポで データ管理 または プリントアウト
③基本チェックリスト	◎	
④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録 (サービス担当者会議の記載を含む)	◎	
⑤認定調査票 ※2	◎	◎
⑥主治医意見書 ※2	◎	◎

変更プラン	カナミック未利用	カナミック利用
①介護予防サービス・支援計画書 ※1	◎	◎
②介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録 (サービス担当者会議の記載を含む)	◎	高サポで データ管理 または プリントアウト

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表	カナミック未利用	カナミック利用
①中間評価表	◎	左記2点はコメン トした高サポで データ管理また はプリントアウト
②総合評価表 ※3	◎	

※1 高齢者サポートセンターに提出する書類は原本を提出する。

※2 事業対象者については主治医意見書・認定調査票はないため提出不要

※3 カナミック未利用⇒ケアマネが作成した評価表とサービス事業者の評価表の2点セットを提出
カナミック利用の場合⇒サービス事業者の評価表のみ別途高サポに提出。